

Vol
94
2026

法務省だより あかれんが



《本号の注目記事》

- 危険運転致死傷罪に関する法律の規定が変わりました！
- 更生保護を誰もが“あたりまえ”に知る社会へ
第76回“社会を明るくする運動”
- 令和8年度の「再犯防止啓発月間」の取組をお伝えします！
- 公開シンポジウム「京都モデル戦略～世界と考える再犯防止～」を開催しました！



《特集記事》

- 01 危険運転致死傷罪に関する法律の規定が変わりました！
- 05 更生保護を誰もが“あたりまえ”に知る社会へ
第76回“社会を明るくする運動”
- 09 令和8年度の「再犯防止啓発月間」の取組をお伝えします！
- 13 公開シンポジウム「京都モデル戦略～世界と考える再犯防止～」を開催しました！

《常設記事》

- 17 お答えします～ICDについて～
- 19 記者が行く！ ～日本・フィリピン更生保護共同セミナー
及び日ASEAN再犯防止協力対話～

《連載記事》

- 24 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.73
～法テラスのDV等被害者法律相談援助を知っていますか？～
- 25 法制度整備支援の現場から
- 27 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.30
～サイバー関連調査～

危険運転致死傷罪に関する法律の規定が変わりました！

令和 8 年 7 月 21 日 施行

より厳正な処罰を実現するための 危険運転致死傷罪の改正

危険運転致死傷罪はどのような罪ですか？

危険運転致死傷罪は、故意に、法律に定められた危険・悪質な自動車の運転行為を行い、その結果人を死傷させた者を、重い法定刑（人を死亡させた場合は1年以上20年以下の拘禁刑、負傷させた場合は15年以下の拘禁刑）により処罰する犯罪類型です。

今回の改正前には、例えば、

○飲酒類型として、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させる行為

○高速度類型として、「進行を制御することが困難な高速度」で自動車を走行させる行為

が危険運転致死傷罪の対象とされていました。

どのように変わったのですか？

今回の改正では、大きく分けて次の3つの改正が行われました。

○飲酒類型について、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」との要件を明確化するための数値基準を規定し、それ以上のアルコールを身体に保有する状態で自動車を走行させる行為を一律に危険運転致死傷罪の対象とする。

○高速度類型について、「道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度」で自動車を運転する行為を対象とする新たな類型を創設した上で、数値基準を規定し、それ以上の速度で自動車を運転する行為を一律に危険運転致死傷罪の対象とする。

○殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為を危険運転致死傷罪の対象とする（殊

更滑走等類型)。

なぜ法改正が行われたのですか？

危険運転致死傷罪に関しては、近時、高速度類型について、常識的に見て極めて危険性の高い高速度運転でも、実際に進路を逸脱していない事案で危険運転致死傷罪の適用が否定される場合があるなど、危険・悪質な運転行為による死傷事犯に適切に対処することができていないのではないかと指摘がなされていました。

こうした状況を踏まえ、危険・悪質な自動車運転による死傷事犯について、事案の実態に即したより厳正な対処を可能とするため、今回の改正がなされました。

飲酒類型の数値基準はどんなものですか？

どのくらいお酒を飲めば数値基準を満たしますか？

飲酒類型については、呼気1ℓにつき0.5mg以上（血液1mlにつき1.0mg以上）のアルコールを身体に保有する状態で自動車を走行させる行為が、一律に危険運転致死傷罪の対象となります。

これは、アルコールが運転能力に与える影響の程度は、体内アルコール濃度に依存し、体内アルコール濃度が同じであれば、基本的に運転能力への影響は同じであるとの知見に基づくものです。

飽くまで参考値ですが、文献によれば、体重60kgの者が

○ビール大瓶2本（1266ml）

○日本酒2合（アルコール濃度15%、360ml）

を飲酒後、30分経過した時点において、呼気1ℓにつき0.5mg以上のアルコールが検出されることがあるとされています。

数値基準は、飽くまでも、個別具体的な事情を問わずに一律に「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」とであると認められる症状が生じる数値として定められているものです。

体内アルコール濃度が数値基準を満たない場合でも、個別具体的な事情に照らし、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」とであると認められる場合には、危険運転致死傷罪の対象となります。

- ① 数値基準を満たす高濃度のアルコールを身体に保有する状態
呼気中アルコール 0.5 mg/ℓ 以上
 又は
血中アルコール 1.0 mg/ml 以上
 → 一律に危険運転致死傷罪の対象
- ② その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態
 → ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象

高速度類型の数値基準はどんなものですか？

高速度類型については、

○ 最高速度が時速60km以下である場合は、最高速度を時速50km超える速度以上の速度

○ 最高速度が時速60kmを超える場合は、最高速度を時速60km超える速度以上の速度

で自動車を運転する行為が、一律に危険運転致死傷罪の対象となります。

数値基準に満たない速度での自動車の運転行為でも、数値基準に準ずる速度であって、「道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度」で自動車を運転する行為は、危険運転致死傷罪の対象となります。

① 数値基準を満たす高速度

- ・ 最高速度が60km/h以下の場合 最高速度 + 50km/h以上
- ・ 最高速度が60km/h超の場合 最高速度 + 60km/h以上

→ 一律に危険運転致死傷罪の対象

例えば、

最高速度が50km/hの道路の場合、100km/h以上
 最高速度が80km/hの道路の場合、140km/h以上

② ①に準ずる速度であって、道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度

→ ①の数値基準を満たさなくても危険運転致死傷罪の対象



殊更滑走等類型はどのような行為を危険運転致死傷罪の対象とするものですか？

殊更滑走等類型は、公道上において、車体を横滑りさせながらカーブを曲がったり、二輪車の前輪を浮かせて後輪だけで走行するなどの行為を危険運転致死傷罪の対象とするものです。

もっと詳しく知りたい！

法務省のホームページでは、今回の改正に関するQ & Aを掲載しています。ぜひご覧ください。



詳細は法務省HPへ！

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00239.html

更生保護を誰もが“あたりまえ”に知る社会へ 第76回 “社会を明るくする運動”



第76回 “社会を明るくする運動” ポスター

本年は新たな取組として、「統一テーマ」を設定しました。これまでも“社会を明るくする運動”は、全国各地で多くの個人・団体の支えのもと展開されてきましたが、共通の目的のもとで一体的に運動を推進することにより、より効果的に、力強く「更生保護」を伝えていくことができると考えています。

広報資材では、更生保護ボランティアの中でも認知度の高い「保護司」に焦点を当てています。制作に当たっては、6名の保護司の方にヒアリングを行い、そこで語られた等身大の思いをポスターやCM動画に盛り込みました。これらの広報資材は全国で掲出・放映されていますので、お見かけの際には、ぜひゆっくりと御覧ください。

“社会を明るくする運動”は全国各地で、更生保護関係団体、保護観察所、地方公共団体等が協力して、地域に根差した特色ある活動を展開しています。ここでは、中央で実施した主な取組について御紹介します。

● 「笑いの力」を借りて社会を明るく！



キックオフイベントの様子

吉本興業株式会社との連携により、令和8年7月2日（木）渋谷よしもと漫才劇場において、強調月間キックオフイベントを開催し、平口洋法務大臣（当時）及び吉川崇保護局長（当時）が出席しました。本イベントでは、吉本興業所属の芸人の方々との掛け合いを交えながら、来場者に「更生保護」について分かりやすく説明したほか、本年、吉本興業と連携して制作する広報コンテンツの紹介等を行いました。

【絶賛公開中！】この人のこの一言が私を変えた。



5名の芸人の方々に、自分の人生の分岐点で救われた「忘れられない一言」を語っていただいています。人との繋がりや温かい言葉の力を再発見できる動画となっています。



[「この人のこの一言が私を変えた。」](#)
[（法務省公式 YouTube のページに移動します。）](#)

● アイスショーにホゴちゃんが登場！

7月17日（金）から20日（月・祝）まで、KOSÉ 新横浜スケートセンターで開催された「プリンスアイスワールド 2026-2027 THE REVUE ON ICE 横浜公演」において、広報活動を行いました。更生保護のマスコットキャラクター「ホゴちゃん」が氷上等で生活するペンギンであることにちなみ、新たな層への更生保護の訴求を目指して実現したものです。

開催期間中は、アイスリンクの大型スクリーンで、ショーの前後に更生保護についての動画の放映や広報物の配布等を行いました。また、17日のショーの最後には、スケーターの方々と共にホゴちゃんがアイスリンクに登場し、場内を沸かせました。



氷上のホゴちゃん（写真／小橋 城）

● 丸善雄松堂様・丸善ジュンク堂書店様による御協力

丸善雄松堂株式会社様及び株式会社丸善ジュンク堂書店様の御協力により、強調月間である7月中、両社の運営する全国の書店や図書館等において、“社会を明るくする運動”のポスターを掲示していただいたほか、スタッフの皆さまに「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を着用していただきました。



書店における広報の様子

更生保護を“あたりまえ”に

更生保護は、刑事司法の最終段階において重要な役割を果たしているにもかかわらず、警察、検察、裁判所、刑務所と比べると、その認知度は十分とはいえません。こうした状況を踏まえ、法務省保護局では現在、更生保護の存在を社会の「あたりまえ」にするための取組を進めています。“社会を明るくする運動”は、その取組を進める上で大きな推進力となるものです。

上記で御紹介した第76回“社会を明るくする運動”CM動画の最後は、「あなたらしい寄り添い方で。」という言葉で結ばれています。更生保護への関わり方や支援の仕方は、一つだけではありません。本運動が目指す立ち直り支援の輪に、ぜひ御参加いただけますと幸いです。引き続き、皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

令和8年度の「再犯防止啓発月間」の取組をお伝えします！

[再犯の防止等の推進に関する法律](#)第6条では、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と定めており、法務省では、広く再犯防止についての関心と理解を深めていただくため、様々な広報・啓発活動を展開しています。

法務省では、毎年、同月間を中心として再犯防止に関する広報・啓発活動を実施しています。以下、今年度の取組をお伝えします。

「再犯防止」とは？

再犯防止とは、犯罪をした人が再び罪を犯すことなく、社会の一員として暮らしていけるようにすることを指します。

法務省は、再犯を防止することを通じて、誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

再犯防止啓発月間とは？

前記のとおり、[再犯の防止等の推進に関する法律](#)第6条において毎年7月を「再犯防止啓発月間」と定めており、法務省では、広く再犯防止についての関心と理解を深めていただくため、様々な広報・啓発活動を展開しています。

法務省の過去の取組についてはこちらから御確認いただけます↓

([法務省：再犯防止に関する広報・啓発活動について～7月は「再犯防止啓発月間」です！～](#))

[法務省X公式アカウント](#)、[法務省公式 YouTube](#) 及び [法務省再犯防止公式 note](#) においても、法務省の取組をお知らせしております。随時更新してまいりますので、これからもぜひ御覧ください。

再犯防止啓発月間ポスターの制作

今年度も「再犯防止啓発月間ポスター」を制作しました。



今年度のポスターのコンセプトは、犯罪をした後、人によっては刑務所に入ることになることは広く知られていますが、その後どのように社会に復帰していくのかということにも関心を持っていただきたいというものです。

- ・本人の社会復帰に至るまでにさまざまな障壁があること
- ・約3人に1人が刑務所出所後5年以内に刑務所に再び戻ってしまうという現状を踏まえると、犯罪をした人の社会復帰のためには、犯罪をした人が孤立することなく立ち戻ることができる地域社会を作ることが必要です。

ポスターを御覧いただいたみなさまに再犯防止とは何か、再犯防止のために何が必要なのか、考えていただくきっかけになればと考えています。

地方公共団体をはじめ、法務省関係機関や警察署、大学、駅など様々な場所で本ポスターを掲示いただいています。

今年度も、丸善雄松堂株式会社様の御協力をいただき、同社及び株式会社丸善ジュンク堂書店様の運営する全国の書店や図書館等で掲示いただいたほか、東日本旅客鉄道株式会社様のご協力もいただき、JR東日本の主要駅でも掲示いただきました。



丸善店舗内で掲示いただきました

7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間でもあるため、同運動のポスターと一緒に法務省の祝田橋交差点付近の掲示板をジャックしました。



ポスタージャックの様子

おわりに

ポスターの制作以外にも、再犯防止の取組をさらに知っていただくための企画等を準備しているところです。みなさまに、再犯防止に関心を持っていただけるような内容にしたいと考えておりますので、ぜひお楽しみに！

再犯防止啓発月間をきっかけに、一人でも多くの方に再犯防止の取組を知っていただきたいと考えています。新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現のために、引き続き再犯防止の取組への御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

公開シンポジウム「京都モデル戦略～世界と考える再犯防止～」を開催しました！

京都モデル戦略とは？

令和 7 年 12 月、我が国が策定を主導した「再犯防止に関する国連モデル戦略（京都モデル戦略）」が国連総会において採択されました。京都モデル戦略は、令和 3 年に京都で開催された京都コングレスの成果である「京都宣言」を具体化するために策定された国連準則です。

京都宣言では、犯罪をした人の立ち直りを支援し、再犯を防止するためには、矯正施設内における処遇のみならず、社会復帰後の支援や地域社会の参画、関係機関の連携が重要であることが確認されました。これを踏まえて策定された京都モデル戦略には、個々の特性やニーズに応じた処遇、社会復帰支援、地域社会やボランティアの参画、多機関連携の推進など、再犯防止に向けた包括的なアプローチが盛り込まれるとともに、保護司制度に代表される我が国の経験や知見も反映されており、各国が再犯防止施策を推進する際の実践的な指針となることが期待されています。



京都モデル戦略の和訳（仮訳）は
以下リンクからご覧になれます。

https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/J_RS_No4/No4_15.pdf



公開シンポジウムの概要

令和8年6月28日、国立京都国際会館において、法務省及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）主催、一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス共催による公開シンポジウム「京都モデル戦略～世界と考える再犯防止～」が開催されました。京都コングレスから5年を迎えた今、本シンポジウムでは、京都モデル戦略の策定経緯や内容が紹介されるとともに、我が国を含む世界各地における知見や経験が共有され、再犯防止に関する取組の更なる発展に向けた議論がなされました。



公開シンポジウムの様子

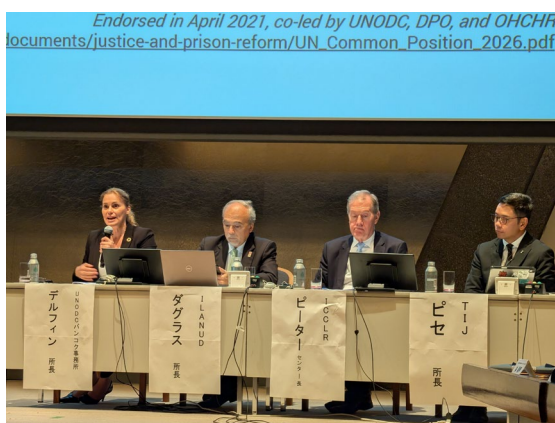
シンポジウムの直前には、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）会合が開催されました。同会合では、世界各地のPNIから専門家が参加し、各地域における再犯防止施策や京都モデル戦略の実施に向けた課題・教訓等について意見交換を行いました。

シンポジウムの開会に当たり、森本宏法務事務次官は、京都モデル戦略には刑事施設における特性に応じた処遇や保護司制度をはじめとする我が国の知見が盛り込まれていることを紹介するとともに、日本の経験が世界各国の再犯防止施策の発展に貢献することへの期待を述べました。

次に、UNAFEIの山内由光所長（当時）による「京都モデル戦略の概要」の講演に続き、国際パネルディスカッションが行われました。そこでは、国連薬物犯罪事務所バンコク地域事務所及びPNIの代表者らが登壇し、世界的には刑務所の過剰収容や未決拘禁者の増加などの課題がある中で、社会復帰支援の充実や地域社会との連携など、京都モデル戦略の理念に沿った取組が進められていることが報告されました。



森本宏法務事務次官



国際パネルディスカッションの様子

第2部では、京都 kongress の議長を務めた引原毅前ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使による基調講演が行われました。講演では、コロナ禍の中で進められた京都宣言採択に向けた国際交渉を振り返りながら、価値観や制度の異なる国々との合意形成の難しさや、その実現に向けた対話の重要性の紹介がありました。また、再犯防止を国際社会共通の課題として位置付け、京都モデル戦略の策定へとつなげる歩みや、対話と協力を通じてより良い社会の実現を目指す国際協力の意義について説明がありました。



引原毅前ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使

続いて国内のパネルディスカッションが行われ、京都 kongress を経た我が国の再犯防止施策の展開をテーマに、法務省職員のほか、地方公共団体、研究者、更生保護施設及び保護司の方々が登壇しました。官民連携による再犯防止施策や地域における実践事例について発表及び意見交換が行われ、再犯防止は刑事司法機関だけでなく、

地域社会全体で取り組むべき課題であることが改めて確認されました。

閉会に当たり、京都 कांग्रेस時の検事総長であった林眞琴オアシス代表理事は、京都宣言や京都モデル戦略の成果を受け継ぎながら、世界各地における実践や経験を共有し、更なる施策の発展につなげていく「知の循環」と「連携の連鎖」の重要性を強調するとともに、社会を構成する一人ひとりが、それぞれの立場で再犯防止や立ち直りを支える取組に関心を持ち、その輪を広げていくことが、より安全で包摂的な社会の実現につながるとの期待を述べました。



国内パネルディスカッションの様子



林眞琴一般社団法人刑事司法福祉フォーラム・オアシス代表理事

おわりに

法務省では、今後も、京都モデル戦略に盛り込まれた再犯防止に係るグッドプラクティスについて国内外に向けて発信・共有するとともに、UNAFEIによる国際研修などを通じて、各国における刑事司法実務家の人材育成、制度構築支援等を推進し、安全・安心な社会の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

お答えします～ICD について～

Q1 ICD とは何ですか？

ICD とは、法務省内の機関である法務総合研究所の一部署である国際協力部のことです。

英語 (International Cooperation Department) にした際の頭文字を取って、ICD と呼ばれています。

ICD は2001年4月に設置された部署であり、検察官、裁判官等出身の教官や国際専門官で構成されています。

かつては大阪市内にオフィスがありましたが、現在は東京都昭島市内の国際法務総合センターにあり、開発途上国等に対する法制度整備支援を行っています。

Q2 法制度整備支援とは何ですか？

法制度整備支援とは、開発途上国等に対し、それらの国々が実施する法制度の整備を支援することを言い、主に、①法令の起草・改正の支援、②制定された法令が適切に運用されるための支援、③人材育成の3つの活動を行っています。

具体的には、独立行政法人国際協力機構 (JICA) と協力するなどし、相手国 (パートナー国) の立法・司法関係者等を日本に招いて研修を行ったり、ICD の職員がパートナー国に赴いて現地セミナーを実施するなどし、パートナー国に対する支援に取り組んでいます。

ICD による法制度整備支援は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアといった東南アジア諸国から始まりましたが、その後、地域を広げ、現在では中央アジアに位置するウズベキスタンやキルギス、太平洋島しょ国であるフィジー、東欧のウクライナといった国々にまで拡大しています。

また、支援分野も、当初、民法や民事訴訟法といった基本法令に関する支援が中心でしたが、現在では汚職対策や司法のデジタル化といった分野にまで、拡大しています。

Q3 ICD による支援の特徴は何ですか？

ICD による支援は、「寄り添い型支援」と言われています。

これは、日本の法制度をパートナー国に押し付けるのではなく、パートナー国の立法・

司法関係者等と対話をしながら、パートナー国の実情に適合した法律や制度を共に考えようとする手法のことです。

こうした過程を通じ、パートナー国が主体的に制度を構築し、自ら法制度を運用・改善できるような能力向上を図ることができます。

「寄り添い型支援」は、人と人との対話や協力によって行われるものであり、「顔の見える国際協力」と言えます。

こうした手法はパートナー国の関係者からも高く評価されています。

「寄り添い型支援」では、パートナー国との対話を重視する分、支援するのに時間を要しますが、パートナー国に法令が根付くことが期待でき、日本の法制度整備支援の強みでもあります。



ウクライナに対する研修の様子

記者が行く！～日本・フィリピン更生保護共同セミナー 及び日 ASEAN 再犯防止協力対話～

記 者

皆さま、こんにちは！

今回は、令和8年8月4日及び5日にフィリピン・マニラで開催された「日本・フィリピン更生保護共同セミナー」及び「日 ASEAN 再犯防止協力対話」について、大臣官房国際課の担当者にお話を伺いたと思います！

今回のイベントはどのようなものだったのでしょうか。

担 当 者

今回、法務省はフィリピン司法省とともに、「日本・フィリピン更生保護共同セミナー」と「日 ASEAN 再犯防止協力対話」を開催しました。

「日本・フィリピン更生保護共同セミナー」は、日本とフィリピンの国交正常化 70 周年を記念して開催したもので、「日 ASEAN 再犯防止協力対話」は、日本と ASEAN 各国が再犯防止に関する知見や経験を共有し、相互の協力を深めるとともに、各国における再犯防止施策の一層の充実に資することを目的として、今回初めて開催したものです。いずれも、更生保護や再犯防止に携わる方々が集まり、経験や課題を共有する貴重な機会となりました。

記 者

まずは、日本・フィリピン更生保護共同セミナーについて教えてください！

担 当 者

令和8年は、日本とフィリピンの国交正常化 70 周年という節目の年です。両国は、政治や経済だけでなく、法務・司法の分野でも長年にわたり交流を続けてきました。

今回の共同セミナーは、そうした友好関係を記念して開催したもので、約 50 名の関係者が参加しました。大きな特徴は、制度を紹介するだけでなく、実際に地域で立ち直り支援に取り組む方々同士が交流したことです。

記 者

参加された方について、詳しく教えてください。

担 当 者

日本からは、保護観察を受けている人などの立ち直りを地域で支援する保護司や、罪を

犯した人の雇用に協力する協力雇用主のほか、保護観察官が参加しました。

一方、フィリピンからは、地域で立ち直り支援に取り組む Volunteer Probation Assistants (VPA) をはじめとするボランティアや関係職員が参加しました。

参加者は日頃から現場で活動しているため、会議室の中だけでは分からない実際の経験や工夫について活発な意見交換が行われました。

記 者

具体的には、どのようなことが話し合われたのでしょうか。

担 当 者

セミナーでは、日本とフィリピンそれぞれの取組について紹介した後、参加者が少人数のグループに分かれて意見交換を行いました。

立ち直りを支えるボランティアの役割、仕事を通じた社会復帰の支援、地域の人々との連携の工夫など、現場だからこそ分かる話題について率直な意見交換が行われました。

最後に、日本とフィリピンの更生保護の友好と協力のさらなる発展を願った「更生保護の友好の誓い」セレモニーを行い、それぞれの国の代表者が誓いを読み上げ、署名しました。



共同セミナーの様子（8月4日）

記 者

日本の保護司とフィリピンのVPAには共通点があるそうですね。

担 当 者

はい。どちらも、地域社会のボランティアが犯罪をした人の立ち直りを支える制度です。

行政機関だけではなく、地域の人々が更生保護活動に参加することで、一人ひとりの再出奔を支えています。

また、令和7年に国連総会で採択された「京都モデル戦略」では、日本の保護司制度とフィリピンのVPA制度が、地域に根ざした支援の好事例として紹介されています。今回のセミナーは、こうした両国の共通点を改めて確認する機会にもなりました。

記 者

続いて、日ASEAN再犯防止協力対話について教えてください！

担 当 者

この対話は、日本とASEAN各国が再犯防止について学び合い、協力を深めるための新しい取組です。8月5日に初めて開催され、ASEAN各国及びASEAN事務局、日本から約40名の実務担当者が参加しました。

記 者

なぜ、このような対話が始まったのでしょうか。

担 当 者

この対話は、第1回日ASEAN法務大臣会合において日本から提案したものです。会合では、再犯防止に関する各国の取組や課題、知見を継続的に共有し、今後の施策や協力につなげていく取組として提案し、各国から歓迎する意見が寄せられました。

ASEAN各国では、刑務所の過剰収容への対応や、再び犯罪をしないための支援の充実などが共通の課題となっています。一方で、日本とASEAN各国の再犯防止施策に携わる担当者が継続的に経験を共有する機会は限られていました。そこで、各国が互いの経験や工夫を参考にしながら、それぞれの再犯防止施策の充実につなげていくための新たな取組として、この対話が実現しました。

記 者

当日の対話の間ではどのような議論が行われたのでしょうか。

担 当 者

まず、日本や国際機関から、再犯防止に関する世界の動きや各国の取組の紹介がありました。続いて、参加国がそれぞれの現状や課題について発表し、意見交換を行いました。

その後、情報共有と参加者同士のつながりづくり、人材育成、地域社会による立ち直り支援の三つのテーマに分かれ、グループ討議を実施しました。

それぞれの国が抱える課題や工夫を紹介しながら、「今後、どのような協力ができるか」

という視点で活発な議論が行われました。



日 ASEAN 再犯防止協力対話の様子（8月5日）

記 者

施設見学も行われたそうですね。

担 当 者

はい。参加者は、フィリピンの女性矯正施設である Correctional Institution for Women（CIW）を訪問しました。施設職員から説明を受けながら施設内を見学し、受刑者の社会復帰に向けた支援について理解を深めました。

実際の現場を見ることで、各国の参加者にとって多くの学びを得る機会となりました。

記 者

二つのイベントを通じて、どのような成果があったのでしょうか。

担 当 者

最も大きな成果は、各国がそれぞれの再犯防止施策をさらに充実させていく上で参考となる、多様な経験や知見を共有できた人と人とのつながりが生まれたことだと思います。

共同セミナーでは、日本の保護司や協力雇用主と、フィリピンの VPA をはじめとするボランティアの方々が交流し、それぞれの経験や支援の工夫、活動に込める思いを共有することができました。

また、日 ASEAN 再犯防止協力対話では、ASEAN 各国と日本の担当者が率直に意見交

換を行いました。他国の取組を知ることで、自国の施策を改めて考えるきっかけとなり、今後の再犯防止策等の充実にもつながる知見を得ることができたと考えています。

さらに、こうした意見交換を通じて実務者同士のつながりが生まれたことも、今後も継続的に知見を共有し、協力を進めていくための重要な基盤になったと考えています。



集合写真（8月4日）

記 者

最後に、今後の展望を教えてください。

担 当 者

今回の二つのイベントは、いずれもゴールではなく新たな出発点です。

共同セミナーを通じて、日本とフィリピンの協力関係を改めて確認することができました。また、初開催となった日 ASEAN 再犯防止協力対話は、日本と ASEAN 各国が継続的に学び合い、協力していくための新たな一歩となりました。

法務省としては、今後もこうした機会を通じて知見の共有や人的ネットワークづくりを進め、日本と ASEAN 地域の安全・安心な社会づくりに貢献していきたいと考えています。

記 者

本日は、ありがとうございました！

Vol.73 法テラスのDV等被害者法律相談援助を知っていますか？

■ DV等被害者法律相談援助ってどんな制度？

『DV等被害者法律相談援助』とは、DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方や、被害を受けるおそれのある方が弁護士に相談（電話やオンラインも可）できる制度です。

ご利用の流れ

相談費用はかかるの？

- 相談者が自由に使うことのできる現金・預貯金の合計額が300万円以下の方は**無料**で相談できます。（※被害の治療費など一定の費用は現金・預貯金の合計額から差し引くことができます。）
- 300万円を超える場合は、相談料5,500円または11,000円（税込）をご負担いただきます。

『DV等被害者法律相談援助』を詳しく知りたいという方は、公式ホームページをご覧ください。犯罪被害者支援ダイヤルまでお電話ください。

1 DV・ストーカー・児童虐待にあっている

- 被害を受けるおそれのある方を含みます。
- 児童虐待については、18歳未満の方が対象です。



3 弁護士の紹介を受ける

- 法テラスが相談を担当する弁護士を探し、連絡先をお伝えします。



2 法テラスに電話をかける

- 担当の職員がご要望やご連絡先を伺います。



4 弁護士に法律相談をする

- 弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によっては病院や学校、児童相談所などの公共機関の施設で行います。
- また、**電話やオンライン**でも相談できる場合があります。



犯罪被害者支援ダイヤル

112 なくならないよ 0120-079714

平日 9時00分～21時00分
土曜 9時00分～17時00分
(日曜祝日・年末年始休業)



■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！フォロワー随時募集中♪

[「法テラス公式X（旧Twitter）」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第62号】

特集：「税金＆社会保険料」
表紙・インタビュー
：池上 彰 さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。

[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



YouTubeでは、「法テラスの犯罪被害者支援」に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください！

[法テラス公式YouTubeチャンネル](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

法務省法務総合研究所国際協力部教官 奥 大樹

1 スリランカに対する支援について

法務総合研究所国際協力部（ICD）は、2019年頃からスリランカに対する支援を行っています。スリランカでは、2009年頃まで続いた内戦を背景に大量の刑事事件の未済が滞留しており、刑事事件の迅速化等のため、当部はこれまで、刑事司法実務の向上のため、本邦研修や現地セミナーを実施してきました。

一方で、スリランカでは汚職が深刻な問題となっており、それが公正で競争的なビジネス環境を阻害しており、海外からの投資を妨げる要因にもなっています。

スリランカは現在、国際通貨基金（IMF）からの融資を受けながら経済復興に取り組んでいます。IMFからも、汚職が蔓延している環境を改善すべきとの指摘を受けています。

そこで、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、2024年8月から「公正で競争的なビジネス環境整備」というテーマでスリランカに対する国別研修を開始しました。

同国別研修は、汚職対策と競争環境整備を柱としており、このうち汚職対策について、当部が協力しています（競争環境整備は公正取引委員会が担当）。

2 ICDの活動

前記汚職対策では、スリランカの汚職対策機関である贈収賄・汚職疑惑調査委員会（CIABOC）と協力して支援を実施しています。

当部は、本年8月、CIABOCの捜査官や法務官を日本に招いて行う本邦研修を実施することを予定しており、同研修実施に向けた準備を進めています（執筆時点）。

小職は、同研修を実施するにあたり、CIABOC側のニーズを調査するため、2026年5月、スリランカに出張してCIABOCの職員等と協議を行いました。この中で、CIABOCの職員からは、汚職に関する金の追跡についての捜査手法、内部通報者の保護、日本のFIU（金融情報機関）の取組み、マネー・ローンダリング対策などについて知見を提供してほしいとの要望がありました。

こうした調査結果やCIABOC側とのメール等でのやり取りを経て、研修実施に向け、現在、大学教授や捜査機関での勤務経験のある汚職対策の専門家と調整し、研修の準備を進めています。

研修においては、日本の専門家だけでなく、国際機関や海外の汚職対策機関の専門家の講義等も予定しており、海外の先進的な知見も研修に組み込むことで、より充実した研修にしたいと考えています。

当部による支援が CIABOC の捜査・訴追能力の向上、ひいては、スリランカのビジネス環境の向上につながり、スリランカの経済復興の一助となればよいと思います。



CIABOCとの協議の様子

法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.30 ～サイバー関連調査の推進～

所 属：公安調査庁調査第二部第一課（サイバー調査担当）

Q1 サイバー調査担当分析官ってどんな仕事をしているの？

サイバー攻撃は、様々な主体によりそれぞれ異なる手法で実行されており、その脅威は年々深刻化しています。当課では、国家等が関与・支援するサイバー空間上での活動に関連する調査に取り組んでおり、サイバー攻撃を実行した脅威主体の実態解明や、発生したサイバー攻撃事案の解明等の課題につき情報収集・分析し、関連情報を関係機関に提供することで、政府の施策に貢献しています。

Q2 最近のトピックスは？

日本の企業・団体等におけるサイバー攻撃被害の未然防止に役立つよう、当課では、各種シンポジウムや展示会をはじめとして、サイバー攻撃の具体的な事例やサイバーセキュリティ対策の例を紹介する講演を実施しています。また、広く国民の皆さまに向けた啓発活動の一環として、パンフレットを作成・公表しています。

Q3 サイバー調査担当分析官のやりがいって何？

当課が担当しているサイバー分野に関する分析業務では、全国の調査官が様々な工夫をして集めた情報に加えて、当課の分析官が自ら収集した公開情報から、サイバー攻撃を実行した脅威主体の実態等を解明するべく、それら情報をつぶさに分析し、関係機関に情報提供しています。関係機関に情報提供した結果、その情報が役立った際には、大きな達成感を感じます。

サイバー分野に関する分析業務では、サイバーセキュリティに関する知識のほかに、国際情勢に関する知識や語学力を有していると大きなメリットになります。日々変化・進歩する知識を身につけるのは簡単なことではありませんが、知識を身につければそれだけ深い分析を行うことができ、それがやりがいにもつながっています。日本におけるサイバー攻撃被害の未然防止に貢献しているという誇りを持って、業務に従事しています。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

やりがいにも通じますが、関係機関から文書や資料が大変役立ったとの評価をもらった

ときです。関係機関に提供する文書や資料は、本庁の関心に応じて現場の調査官が調査し、その調査の結果を踏まえて本庁の分析官がさらなる関心を伝えるということを繰り返したキャッチボールの賜物です。完璧なキャッチボールができたときに作成した文書や資料は、関係機関にも自信をもって提供できますし、一生の記憶に残るものになると感じています。



パンフレット